

大分市健康づくり推進条例
解説書

平成31年3月
大分市

前文

子どもから高齢者まで全ての市民が、生涯にわたり健やかにいきいきと心豊かに暮らしていくためには、健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間をいう。）を延伸し、生活の質の向上を図ることが重要である。

また、高齢化の進展により医療費や介護費が増大するなど財政は深刻な状況にあることから将来の世代の大きな負担となることが懸念されているが、健康寿命の延伸により支えられる側から支える側となることで、医療費や介護費の削減による経済的な波及効果も期待できる。

しかしながら、健康づくりの推進は、行政主導での取組や個人の努力だけでは難しい側面もあり、市民の主体的な健康づくりの取組を地域社会全体で支援する必要がある。

こうしたことから、行政機関をはじめとして関係機関・団体等が一体となって、市民の健康づくりを総合的かつ効果的に推進することにより、誰もが健康で安心して暮らせるまちの実現を目指すため、この条例を制定する。

【解説】

前文は、本条例を制定するに至った背景や条例に託す思いを明らかにしたものであり、条例の解釈の基本となるものです。

健康づくりは、子どもから高齢者まで全ての市民が取り組む必要があります。

支えられる側から支える側になる人が増え、全体として健康寿命の延伸を図ることができれば、通院や介護などに要していた時間を自らの時間に充てることができるとともに、削減した医療費や介護費を他の消費等に回すことができるなど、経済的な波及効果も期待できます。

しかしながら、健康づくりの推進は、行政主導での取組や個人の努力だけでは難しい側面もあり、市民の主体的な健康づくりの取組を地域社会全体で支援する必要があります。

行政機関をはじめとして関係機関・団体等が一体となって、市民の健康づくりを総合的かつ効果的に推進することにより、誰もが健康で安心して暮らせるまちの実現を目指し、本条例を制定するものです。

(目的)

第1条 この条例は、健康づくりに関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、地域コミュニティ、学校等、事業者、保健医療福祉関係者及び市民活動団体の役割を明らかにするとともに、健康づくりの推進に関する基本的事項を定めることにより、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、もって全ての市民が生涯にわたり健康で安心して暮らせるまちの実現を図ることを目的とする。

【解説】

この条は、本条例の目的が「全ての市民が生涯にわたり健康で安心して暮らせるまちの実現を図ること」であることを明らかにしています。また、市民や関係者の役割を明らかにすること、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを定めています。

(法律、計画の策定等)

平成14年 健康増進法 制定

平成15年 いきいき健康大分市民21 策定

平成25年 第2期いきいき健康大分市民21 策定

平成30年 第2期いきいき健康大分市民21 中間評価

〔 中間評価では、策定当初より改善したものが多い反面、運動や食事等の生活習慣の改善が十分でない状況が明らかになった。 〕

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 健康づくり 市民が生涯にわたって健やかで充実した生活を送ることができるよう、その性別、年齢、心身の状態等に応じた健康の保持及び増進を図るための継続的な取組をいう。
- (2) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤し、又は通学する者をいう。
- (3) 地域コミュニティ 自治会等の地域を基盤に形成された集合体をいう。
- (4) 学校等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。
- (5) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人をいう。
- (6) 保健医療福祉関係者 市内において保健医療サービス又は福祉サービス(第9条第1号において「保健医療福祉サービス」という。)を提供する団体又は個人をいう。
- (7) 市民活動団体 市内において健康づくりに関する活動をしている団体をいう。

【解説】

この条は、本条例における用語の意義を定めています。

- 1 「市民」とは、大分市まちづくり自治基本条例で規定する「市民」と整合性を図るため、市内に住所を有する者、市内に通勤する者、市内に通学する者をいいます。
- 2 「地域コミュニティ」とは、自治会のほか、老人会、婦人会、子ども会などの地域を基盤に形成された集合体をいいます。
- 3 「学校等」とは、幼稚園、小学校、中学校など学校教育法に規定する学校と、保育所など児童福祉法に規定する児童福祉施設をいいます。
- 4 「市民活動団体」とは、NPO法人、総合型地域スポーツクラブ、体操教室など健康づくりを行う全ての団体をいいます。

(基本理念)

第3条 健康づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 市民一人一人が自らの問題であることを自覚し、健康を管理する能力の向上を図るとともに、健康づくりを主体的に行うこと。
- (2) 市、市民、地域コミュニティ、学校等、事業者、保健医療福祉関係者及び市民活動団体は、相互に連携を図りながら協働して健康づくりの推進に取り組むこと。

【解説】

この条は、本条例を推進する上での基本理念を定めています。

健康づくりは、市民一人一人が健康への意識を高め自らの問題として主体的に取り組んでいくことが前提であることを明確にしています。

健康づくりの推進は、個人の努力だけでは難しい側面もあり、市民一人一人の主体的な取り組みを地域社会全体で支援する必要があります。そのため、市や市民、関係団体は、相互に連携を図りながら協働して健康づくりの推進に取り組むことを定めています。

(市の責務)

第4条 市は、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、市民、地域コミュニティ、学校等、事業者、保健医療福祉関係者及び市民活動団体の意見を反映させ、それらの者と相互に連携を図りながら協働して取り組むよう努めるものとする。

3 市は、市民の健康に関する情報の収集及び分析を行うものとする。

4 市は、市民、地域コミュニティ、学校等、事業者、保健医療福祉関係者及び市民活動団体に対して、健康に関する情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

5 市は、健康づくりを推進するための環境整備を図るものとする。

【解説】

この条は、健康づくりを推進する上での市の責務を定めています。

市は、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとし、その施策の実施に当たっては、市民や関係団体の意見を反映させ、相互に連携を図りながら協働して取り組むよう努めることを定めています。

健康診断等のデータを分析し、有用な情報提供を行うほか、健康に関する知識の普及啓発などの支援を行うものとし、また、ハード整備に限らず、健康相談や健康教育を充実させることや、健康診断を受けやすい環境等の整備を図ることを定めています。

(市民の役割)

第5条 市民は、健康づくりに関し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 健康づくりに関する正しい知識を身に付けること。
- (2) 健康診断及び健康診査並びに検診（以下「各種健診」という。）の受診等により自らの健康状態を把握し、個人の状況に応じた健康づくりを行うこと。
- (3) 健康づくりの推進に関する活動に積極的に参加すること。
- (4) 趣味、生きがいづくり等を通じて健康づくりを行うこと。

【解説】

この条は、健康づくりに関して市民が果たすべき役割を定めています。

健康づくりに関する研修会や教室などに積極的に参加したり、かかりつけ医や専門家のアドバイス等を受ける中で正しい知識を身に付けていく必要があります。

自分の健康状態を知るためにも年に1回は定期健診を受けることが大切であり、年齢、性別、健康状態など個人の状況に応じた健康づくりを行う必要があります。

市が実施する事業や地域、職場、学校などが行う健康づくりの推進に関する活動に積極的に参加することや、趣味や生きがいづくり等を通じて、健康づくりを行うよう努めることを定めています。

(地域コミュニティの役割)

第6条 地域コミュニティは、健康づくりに関し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 地域の健康づくりを推進するため、地域の特色を活かした健康づくりに関する活動に取り組むこと。
- (2) 健康づくりの推進に関する活動に協力すること。

【解説】

この条は、健康づくりに関して地域コミュニティが果たすべき役割を定めています。

地域コミュニティによる健康づくりに関する取組は、市民にとっての活動のきっかけになるとともに、身近に仲間ができることによる継続的な取組への効果が期待されます。

「地域の特色を活かした健康づくりに関する活動」とは、ウォーキングやラジオ体操、運動教室や料理教室など、その地域ならではの健康づくりのための活動を想定しています。

また、自治会等は、健康推進員と連携を図りながら、定期健診等を受診するよう呼びかけたり、市等が行う健康づくりに関する研修会や教室などに積極的に参加するよう地域に広めることなどに取り組むよう努めることを定めています。

(学校等の役割)

第7条 学校等は、健康づくりに関し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 健康に関する教育等の充実に取り組むこと。
- (2) 健康づくりの推進に関する活動に協力すること。

【解説】

この条は、健康づくりに関して学校等が果たすべき役割を定めています。

学校等では、健康に関する助言や指導、各種運動、食育や歯・口の健康、飲酒・喫煙・薬物乱用防止に関する教育等の充実に取り組み、正しい理解を深めるよう努めることを定めています。

また、学校等は、市等が行う健康づくりの推進に関する活動に協力するよう努めることを定めています。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、健康づくりに関し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 従業員の各種健診の受診等の促進その他の心身の健康に配慮した職場環境の整備に取り組むこと。
- (2) 市民が健康づくりを行いやすい社会環境の整備に取り組むこと。
- (3) 健康づくりの推進に関する活動に協力すること。

【解説】

この条は、健康づくりに関して事業者が果たすべき役割を定めています。

事業者は、労働安全衛生法により快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じ、働く者の健康を確保する必要があります。

「心身の健康に配慮した職場環境の整備」とは、従業員の健康診断等の受診の促進や受診後のフォロー等を行うこと、受動喫煙の防止措置を講じること、長時間労働や過度のストレスを予防し休暇の取りやすい職場の体制づくりなど、職場環境の整備に取り組むよう努めることを定めています。

「市民が健康づくりを行いやすい社会環境の整備」とは、健康に配慮した食の開発や普及、健康づくりに関するイベントやセミナーの開催、マスメディアを活用した健康情報の発信など、事業者が持っている健康づくりに関する情報や技術等を提供することを想定しています。

また、事業者は、市等が行う健康づくりの推進に関する活動に協力するよう努めることを定めています。

(保健医療福祉関係者の役割)

第9条 保健医療福祉関係者は、健康づくりに関し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 保健指導、各種健診その他の保健医療福祉サービスを市民が適切に受けられるよう配慮すること。
- (2) 健康づくりに関する知識の普及啓発に取り組むこと。
- (3) 健康づくりの推進に関する活動に協力すること。

【解説】

この条は、健康づくりに関して保健医療福祉関係者が果たすべき役割を定めています。

保健医療福祉関係者は、市民が保健指導等のサービスを世代や個人の状況に応じて過不足なく受けられるように配慮するよう努めることを定めています。

また、保健医療福祉関係者は、生活習慣病や介護予防など健康づくりに関する知識の普及啓発に取り組むことや、市等が行う健康づくりの推進に関する活動に協力するよう努めることを定めています。

(市民活動団体の役割)

第10条 市民活動団体は、健康づくりに関し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 市民の健康づくりに資する活動に取り組むこと。
- (2) 健康づくりの推進に関する活動に協力すること。

【解説】

この条は、健康づくりに関して市民活動団体が果たすべき役割を定めています。

市民活動団体は、市民の健康づくりに資する活動に取り組み、市民が気軽に参加できる場を提供することや、市等が行う健康づくりの推進に関する活動に協力するよう努めることを定めています。

(推進計画の策定等)

第11条 市は、健康づくりの推進に関する施策を実施するため、健康づくりの推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 健康づくりの推進に関する基本方針及び目標

(2) 健康づくりの推進に関する施策

3 市は、推進計画の策定に当たっては、市民をはじめとする関係者から広く意見を聴くものとする。

4 市は、推進計画を策定したときは、その内容を速やかに公表するものとする。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

【解説】

この条は、健康づくりの推進に関する施策を実施するため、健康づくりの推進に関する計画（推進計画）を策定すること及びその内容について定めています。

健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定により、「市町村は、住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとする」と定められており、この規定に基づいて策定された計画が本条例における推進計画です。なお、本市では、平成15年に「いきいき健康大分市民21」を、平成25年に「第2期いきいき健康大分市民21」を策定し、健康づくりに関する各種事業に取り組んでいます。

推進計画の策定や変更に当たっては、市民をはじめ、学識経験者や各関係団体等から広く意見を聴くことや、内容を公表することを定めています。

(健康づくりの推進に関する施策)

第12条 市は、健康づくりの推進を図るため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 栄養及び食生活に関する施策
- (2) 身体活動及び運動に関する施策
- (3) 休養及びこころの健康に関する施策
- (4) 飲酒及び喫煙に関する施策
- (5) 歯及び口腔の健康に関する施策
- (6) 生活習慣病の発症予防及び重症化予防に関する施策
- (7) 世代に応じた健康づくりに関する施策
- (8) 前各号に掲げるもののほか、健康づくりを推進するために必要な施策

【解説】

この条は、健康づくりの推進を図るために実施する施策について定めています。

健康増進法第7条第2項第6号に規定されている食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康に加え、生活習慣病の発症予防・重症化予防に関することや、世代に応じた健康づくりに関することなど8項目について定めています。

1 「栄養及び食生活に関する施策」

栄養・食生活は、生命維持にとどまらず、生活習慣病の予防や生活の質の向上からも重要であり、健康づくりの基本となります。そのため、望ましい食習慣の確立のための食育の推進や食生活・栄養改善のための情報提供や栄養指導を行うこと等について定めています。

2 「身体活動及び運動に関する施策」

生活習慣病予防とともに介護予防の観点からも身体活動・運動は大切であり、特に、継続して運動することが重要です。そのため、身体活動・運動の必要性・効果に係る普及啓発や健康づくりのための運動の習慣化に向けた働きかけを行うこと等について定めています。

3 「休養及びこころの健康に関する施策」

こころの健康を保つため、心身の疲労の回復と健康的な生活を送るための休養は重要な要素の一つであることから、こころの健康、休養の効用に関する知識の普及啓発に努めること等について定めています。

4 「飲酒及び喫煙に関する施策」

過度の飲酒は、肥満や糖尿病・循環器疾患などの原因になり、長期の飲酒は肝疾患やアルコール依存症といった心身の障がいにつながります。また、喫煙は、吸う本人だけでなく周りの人も含めて、がんや循環器疾患、呼吸器疾患などの原因になります。更に、飲酒・喫煙ともに、未成年者の健康、胎児や周産期の異常の原因にもなります。そのため、飲酒や喫煙が及ぼす健康問題等について知識の普及啓発を行うこと等について定めています。

なお、喫煙に関する施策には、受動喫煙防止対策についての知識の普及啓発や、飲食店など人が多く集まる施設に対し、禁煙・分煙などの受動喫煙防止対策に取り組むよう理解と協力を求めることなど、受動喫煙防止対策を行うことも含まれます。

5 「歯及び口腔の健康に関する施策」

歯の喪失の主な原因は、むし歯と歯周病であり、歯の健康を守るために自らの口腔状況を把握し、むし歯、歯周病の予防に努めることが重要です。そのため、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた歯科保健に関する情報の提供やセルフケアの必要性を啓発し、かかりつけ医での定期的な歯科検診を勧めること等について定めています。

6 「生活習慣病の発症予防及び重症化予防に関する施策」

がんや脳血管疾患と心疾患を含む循環器疾患は、主要死因の大きな一角を占めています。また、本市では、国民健康保険加入者の人工透析を受ける患者の割合が高い傾向にあり、慢性腎臓病対策が重要な課題となっています。そのため、がん予防を含めた生活習慣病予防のための情報や検診の必要性について普及啓発に努めることや、健診の受診率向上を目指すとともに、一人一人の生活に合わせた特定保健指導及び発症予防・重症化予防のための保健指導を行うこと等について定めています。

7 「世代に応じた健康づくりに関する施策」

子どもの健やかな発育や生活習慣の形成は、生涯を通じた健やかで心豊かな生活の基礎といえます。働く世代の生活習慣病予防のための生活改善が必要であり、また、高齢者が生涯にわたり、自立して生きがいを持ち、安心して暮らすためには、運動や食生活をはじめとした健康づくりが重要です。そのため、次世代を担う子どもの健康意識の向上や、介護予防、認知症予防など、子どもから高齢者まで各世代に応じた健康づくりに取り組むこと等について定めています。

(国、県等との協力)

第13条 市は、健康づくりの推進を図るため、国、県及び他の地方公共団体と協力するものとする。

【解説】

この条は、健康づくりの推進を図るため、国、県及び他の地方公共団体と協力することについて定めています。

なお、健康増進法第5条の規定では、「国、都道府県、市町村は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない」と定められています。

(議会の評価等)

第14条 議会は、健康づくりの推進に関する施策が効果的に推進されるよう監視及び評価を行うとともに、必要に応じて提言等を行うものとする。

【解説】

この条は、健康づくりの推進に関して議会がどのように関わっていくかを定めています。

議会には市の施策執行等に対する監視権があることから、本条例の趣旨を踏まえ、健康づくりの推進に関する施策が効果的に推進されるよう監視、評価し、必要に応じて専門家の意見を聴き、提言等を行います。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

この条は、条例の施行に関して必要となる事項について、この条例とは別に市長が定めるよう委任しています。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。